

資料編

1. 河内町総合計画策定にかかる経緯

日付	実施内容
2016年6月7日	第1回ワーキングチームによる研修会 ・第4次総合計画の達成状況と「まち・ひと・しごと創生総合戦略」の基本構想及び戦略方針の比較 第1回河内町総合計画策定委員会 ・第4次総合計画の達成状況と「まち・ひと・しごと創生総合戦略」の基本構想及び戦略方針の比較
2016年7月22日	第1回河内町総合計画審議会 ・基本構想及び基本計画のたたき台についての検討 ・3つの特徴あるまちづくりについて
2016年8月19日	第2回ワーキングチームによる研修会 ・基本戦略策定のワーク ・SWOT分析を用いた現状認識と機会及びリスクの洗出し
2016年9月16日	第2回河内町総合計画策定委員会 ・全体構成案の検討 ・各課アクションプランについて詳細内容の検討
2016年10月7日	第2回河内町総合計画審議会 ・全体構成案の検討 ・基本戦略についての内容検討 ・各課アクションプランについての検討
2016年11月4日	第3回ワーキングチームによる研修会 ・基本構想（案）について詳細検討 ・各課アクションプラン内容について詳細検討
2016年11月18日	第3回河内町総合計画策定委員会 ・基本構想（案）について詳細検討 ・各課アクションプラン内容について詳細検討
2016年12月15日	第3回河内町総合計画審議会 ・総合計画（案）の「基本構想」「基本計画」「実施計画」について検討と修正内容の洗出し

2. 諮問書

河企財発第265号

平成28年12月15日

河内町総合計画審議会
会長 野澤良治様

河内町長 雑賀正光

第5次河内町総合計画(案)について（諮問）

このことについて、河内町総合計画審議会条例（平成7年条例第12号）第2条の規定により、意見を求めます。

3. 答申書

河総審発第 1 号
平成 29 年 1 月 12 日

河内町長 雑賀 正光 様

河内町総合計画審議会

会 長 野澤 良治

第 5 次河内町総合計画について（答申）

平成 28 年 12 月 15 日付河企財発第 265 号をもって諮問のあった標記の件については、当審議会で慎重審議の結果妥当なものと認める。

なお、この計画の実施にあたっては、下記事項に十分配慮され、その推進に努められたい。

記

1. 本計画の実行にあたっては、急激な人口減少に歯止めをかけ、「消滅可能性都市」からの脱却を第一義に考え、重点アクションプランの実現により目に見える成果を出していただきたい。
2. 本計画の推進にあたっては、計画策定の意義及び具体的なアクションプランの内容を広く町民に周知し、町民の十分な理解と積極的なまちづくりへの参画が得られる働きかけを期待する。
3. 本計画の K P I の実現にあたっては、アクションプランを確実に実行し、5 年後 K P I の達成状況が十分でない場合は改善策を講じ、10 年後の K P I が確実に達成できるように進捗管理の実行を願いたい。

4. 河内町総合計画審議会条例

河内町総合計画審議会条例

平成7年9月27日

条例第12号

改正 平成8年3月22日条例第2号

平成18年3月22日条例第1号

(設置)

第1条 河内町の総合的かつ計画的な行政を進めるため、地方自治法(昭和22年法律第67号)第138条の4第3項の規定に基づき、河内町総合計画審議会(以下「審議会」という。)を置く。

(所掌事務)

第2条 審議会は町長の諮問に応じ、河内町総合計画の策定及び必要な調査について審議する。

(組織)

第3条 審議会は次に掲げる者のうちから、町長が委嘱する委員をもって組織する。

- (1) 町議会議員 5名以内
- (2) 学識経験者 5名以内
- (3) 各種団体の代表 5名以内
- (4) 一般町民 5名以内

2 審議の内容に応じ町長が必要と認めた場合、専門委員を委嘱し意見を聞くことができる。

(任期)

第4条 委員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 前項の規定にかかわらず、前条第1項第1号及び第3号のうちより委嘱された委員にあっては、その職を去ったときは委員の職も失うものとする。

(会長及び副会長)

第5条 審議会に、会長及び副会長1名を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選により定める。

3 会長は会務を総理し、審議会を代表する。

4 副会長は会長を補佐し、会長に事故があるときはその職務を代理する。

(会議)

第6条 審議会の会議(以下「会議」という。)は、会長が招集する。

2 会長は、会議の議長となる。

3 会議は、委員の定数の半数以上の者が出席しなければ開くことができない。

4 会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは会長の決するところによる。

(庶務)

第7条 審議会の庶務は、企画財務課において処理する。

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営について必要な事項は、町長が審議会の意見を聞いて定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成8年条例第2号)

この条例は、平成8年4月1日から施行する。

附 則(平成18年条例第1号)

この条例は、平成18年4月1日から施行する。

5. 河内町総合計画審議会名簿

河内町総合計画審議会委員名簿		
職 名	氏 名	備 考
町議会議員	野澤 良治	会 長
	服部 隆	
	宮本 秀樹	
	星野 初英	
学識経験者 及び一般町民	田仲 光	副会長
	秋山 義継	
	青木 恵之	
	栗山 千里	
	鴻野 弘好	
	海保 功	
区長会会長	秋山 明	
農業委員会会長	松川 勝則	
民協会長	田中 正一	
消防団長	諸岡 周示	

6. 河内町総合計画策定委員会設置要項

河内町総合計画策定委員会設置要項

(設置)

第1条 総合計画（基本構想、基本計画）の策定について、必要な事項を調整協議するため、河内町総合計画策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事項を協議する。

- (1) 総合計画策定についての方針
- (2) 基本構想、基本計画に関する事項

(組織)

第3条 委員会は、委員長、副委員長及び委員をもって組織する。

2 委員長には副町長、副委員長には企画財務課長、委員には各課等の長をそれぞれあてるものとする。

3 委員長は、会務を総括し会議の議長となる。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、又は、欠けたときはその職務を代理する。

(任期)

第4条 委員会の構成員は、総合計画策定後解任されるものとする。

(会議)

第5条 委員会は、委員長が必要に応じて随時開催するものとする。

(ワーキングチーム)

第6条 委員会の補助機関として、ワーキングチームを置く。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、企画財務課において行う。

(委任)

第8条 この要項に定めるもののほか、必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

この要項は、公布の日から施行する。

7. 河内町総合計画策定ワーキングチーム設置要項

河内町総合計画策定ワーキングチーム設置要項

(設置)

第1条 総合計画（基本構想、基本計画）を策定するため、河内町総合計画策定ワーキングチーム（以下「ワーキングチーム」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 ワーキングチームは、河内町総合計画策定委員会の方針に従い、次の事項を所掌する。

- (1) 総合計画策定のための資料収集、現状分析及び素案の作成に関すること。
- (2) その他策定に必要なこと。

(組織)

第3条 ワーキングチームは、町長の指名する町職員をもって組織する。

(任期)

第4条 ワーキングチームの構成員は、総合計画策定後解任されるものとする。

(運営)

第5条 ワーキングチームの会議は、河内町総合計画策定委員会の要請により、企画財務課長が必要に応じて随時招集し、会議を総理する。

(庶務)

第6条 ワーキングチームの庶務は、企画財務課において行う。

附則

この要項は、公布の日から施行する。